

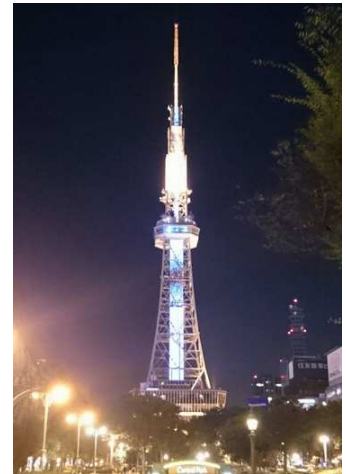
ようやく秋らしい気候になってきました。(22日衆議院選挙)  
 <8日 寒露, 9日 体育の日, 14日鉄道の日, 23日 霜降>

## 1. October 改正情報

① 社会保険の定時決定の「決定通知書」に基づき、**今月から**新標準報酬月額  
 の等級に変更します(当月変更の事業所は先月から)。厚生年金保険料  
 率の設定変更もご注意ください。また、**9月月変の場合には9月月変が優先**  
 されます。厚生年金保険料〔一般〕の料率は **18.3%** (**91.5/1000 労使  
 各負担分**) です。

② 10月1日～ 最低賃金時間額 愛知県 845円→**871円**  
 三重県 820円 岐阜県 800円 東京都 958円 全国加重平均は 848円

③ 育児休業期間の延長が、1歳6か月以後も保育所に入れられない等の一定の  
 理由があるときに、子どもが2歳に達するまで再度延長できることになりました。 [名古屋テレビ塔](#)



※ (労使折半料率) 健康保険 **49.6** (愛知) / 1000、介護保険 **8.25** / 1000  
 厚生年金保険 **91.5** / 1000 雇用保険 **3** / 1000 (建設業 **4** / 1000)

## 2. 名言名句

先月号に続き、イチロー選手の名言 (受け身でなく、攻めの気持ちが大切ですね)

**「プレッシャーはかかる。どうしたってかかる。逃げられない。  
 なら、いっそのことプレッシャーをかけよう。」** **イチロー**

## 3. 法改正等ワンポイント **個人型確定拠出年金 (通称: iDeCo(イデコ))**

◇改正を契機に加入者数が増加 *individual-type Defined Contribution pension plan*

今年1月からの改正確定拠出年金法の施行により、個人型確定拠出年金(通称:iDeCo)は、基本的に  
 20歳以上60歳未満のすべての方が任意で加入できるようになり、今年に入ってから加入者が大幅に増加し  
 ています。今年6月時点における加入者数は54万9,943人(前年同期比203.8%)となっています。

◇iDeCoの仕組み

iDeCoは、公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金の1つであり、**加入者の老後の所得確保の一助  
 となる制度**です。加入者が自ら定めた掛金額を拠出・運用し、原則60歳以降に、掛金とその運用益の  
 合計額をもとに給付額が決定し、給付を受ける仕組みとなっています。

**拠出時** 掛金が全額所得控除の対象となり、毎年、**所得税・住民税が軽減**されます  
 所得税: 掛金の金額にご自身の所得税率(5%~45%)をかけた金額  
 住民税: 掛金の金額に住民税率(10%)をかけた金額

**運用時** 運用益は非課税

**支給時** 「公的年金等控除」、一時金として受け取る場合は「退職所得控除」が適用

掛金額は月額5,000円以上1,000円単位で、拠出限度額の範囲内で任意の額を指定できます。

また、**職業の状況やお勤め先の年金制度等によって、拠出限度額が決まっています。**

### ★事業主が行わなければならない事務手続は?

企業で働く従業員がiDeCoに加入する際、事業主が行わなければならない事務手続が発生しますが、そ  
 のポイントは以下(1)~(5)の通りです。厚生労働省では、従業員がiDeCoへの加入を希望した場合に速や  
 かに加入できるよう、事業主への協力を呼びかけています。

(1) 事業所登録

加入者となる従業員(2号被保険者)を使用する事業所は、国民年金基金連合会(国基連)に事業所登

録を行います。

(2) 事業主証明書の記入

加入を希望する従業員から提出される事業主証明書に必要事項を記入します。

(3) 事業主証明（年1回）

年に1回、国基連が加入申出時に得た情報をもとに、加入者の勤務先に資格の有無の確認を行います。その際に事業主の証明が必要となります。

(4) 事業主払込の場合の掛金納付

加入者が事業主払込を希望する場合、事業主から国基連に掛金を納付します。

(5) 年末調整

所得控除があるため、加入者が個人払込を選択した場合は年末調整を行います。



秋空と「みずなみカントリーの18番ホール」

#### 4. 統計・情報

##### ①「働き方改革」関連法案提出は見送りへ（9月20日）

臨時国会での成立を目指していた「働き方改革」関連法案の国会提出は見送られる見通しとなった。自民党は9月19日の会議で法案を審議したが、同日の了承を取りやめ、衆院選後に改めて議論される。＜以下ポイント抜粋＞平成31年4月1日施行予定 ※を除く

(1) 労働時間に関する制度の見直し（労働基準法）

- ・時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定。

※自動車運転業務、建設事業、医師等について、猶予期間を設けた上で規制を適用等の例外あり。研究開発業務について、医師の面接指導、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で、時間外労働の上限規制は適用しない。

- ・※月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）について、中小企業への猶予措置を廃止する＜平成34年4月1日施行＞。また、使用者は、10日以上有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする。
- ・企画業務型裁量労働制の対象業務への「課題解決型の開発提案業務」と「裁量的にPDCAを回す業務」の追加と、高度プロフェッショナル制度の創設等を行う。（企画業務型裁量労働制の業務範囲を明確化・高度プロフェッショナル制度における健康確保措置を強化）

(2) 勤務間インターバル制度の普及促進等（労働時間等設定改善法）

- ・事業主は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めなければならないこととする。

(3) 産業医・産業保健機能の強化（労働安全衛生法等）

- ・事業者から、産業医に対しその業務を適切に行うために必要な情報を提供することとするなど、産業医・産業保健機能の強化を図る。

② 厚労省は、人口推計等の結果から取りまとめた高齢者（65歳以上）の人口、就業、家計等を公表した。2017年9月15日現在で、高齢者人口は3,514万人、総人口に占める割合は27.7%、ともに過去最高。2016年の就業者数は13年連続で増加し、770万人と過去最多。

HRM Tanaka Human Resources Management

win-win

山々の木々が色づきはじめ、紅葉シーズンへ、スポーツ・運動会、行楽、グルメ、芸術などなど、一番気持ちの良い季節なのかと改めて思いますが、今月に「国難突破解散」選挙?!このネーミングは、全く気持ちは良くないです。投票率は?22日果たして国民の信は?

今年も地元プロ野球の中日ドラゴンズは弱かった!あの強かったドラゴンズはどこへ行ってしまったのか、5年連続Bクラスではナゴヤドームも盛り上がりがない。観客数も減少が続いているそうです、やはりプロスポーツは強くないと。ただ、ショー的な角度から思うのは、負けても内容の良いゲームならファンは喜ぶはず。ガッツあふれるプレー!どうもそれも今の中日にはないなあ〜と。先日TVで元監督の星野仙一氏が、教え子の立浪氏や井上氏に熱く語っていました。「どうしたら今の中日を強くできるか」私の思っていることも全て話されていました。その中で「愛を持って選手を叱る!」星野氏の頃のファンは野次もすごかったけど、チームは愛されていたと。今は、ぬるま湯のようなチーム状態でも、ファンは優しすぎます。喝(活)!を入れて、なんとか生え抜きOBで監督コーチを固めて一新して欲しいと願うのは私だけではないと思うのです。ドラゴンズが強くないと名古屋経済は盛り上がりません。来季は是非ともAクラス!へと願います。(S)

Reliability 2017